

審議事項（２）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

平成 17 年 8 月 26 日

リース会計 今後の議論の方向性について

1. リース事業協会¹からの継続審議の要請に対する回答案

「リース事業協会検討状況の報告」（7. おわりに）

- ~ 「検討状況の報告」は中間的な報告の位置づけであり、今後も実務上・理論上の観点から検討を継続すべきと考えられる。また、リース取引への影響を考慮し、重要性、実務面、中小企業への適用などの諸点についても、十分な議論が必要である。
- したがって、今後も、望ましい会計処理方法、税務との調整等について、リース取引当事者はじめ関係者ともさらに幅広い議論を行い、協議を重ねることが必要であり、当協会は、わが国リース会計問題の解決に向けて真摯な議論を進めることとする。

（委員会の対応案）

平成 17 年 3 月 29 日の企業会計基準委員会での報告の折に、リース事業協会より本件について継続して検討したいとの申し入れがあった。

「ASBJ 中間報告」²においてリース事業協会へ検討を依頼した内容は、主として税務との関係についてであり、会計面に関しては、本来、企業会計基準委員会で検討をすべき事項であるため、リース事業協会に継続して検討の依頼を行わないとすることでどうか。

2. 「リース事業協会検討状況の報告」の分析

(1) 本文

「リース事業協会検討状況の報告」 要旨

- A) リースの経済的実質を「賃貸借を中核としサービスやファイナンスなどの要素をも包含した複合取引」と考える。
- B) 現行、リース会計基準では、各企業が「売買取引に準ずる方法（以下、売買処理）」と「賃貸借取引に準ずる方法（以下、賃貸借処理）」を選択でき、リース取引の経済的実質を的確に表すことができる。
- C) 選択可能な中で、大多数の企業が賃貸借処理を採用している事実を考慮すると、取引

¹ 社団法人リース事業協会「リース会計基準に関する検討について（検討状況の報告）」平成 17 年 3 月 29 日（本文中「リース事業協会検討状況の報告」と略する。）

² 「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」平成 16 年 3 月 24 日 企業会計基準委員会

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

- の当事者の意図からは賃貸借取引であると認識されていると考えられる。
- D) フルペイアウト、ノンキャンセラブルという要件だけに着目して売買取引に近いとする見方があるが、わが国のリース取引は、貸手側の法的所有権の存在、再リース契約の締結、貸手側の廃棄処理義務など、一般の売買取引とは大きく異なり、リース期間終了時に所有権が借手に移転することが多い欧米各国のリース取引とも異なる。
 - E) 売買処理は、確定決算主義との関連から税務との関係の調整が必要であるなど問題があり、賃貸借処理の廃止は、産業界に多大な影響を与えることが懸念される。
 - F) 上記を踏まえ、売買処理と賃貸借処理を選択できる現行のリース会計基準を存続、維持させることが最も望ましい。

(分析)

所有権移転外ファイナンス・リースが、単純な売買と異なり複合的な性格を有することについて異論はない。しかしながら、仮に複合的な性格を有するとしても、同じ経済実態であった場合に、2つの処理の一方を任意に選択できることは合理的とはいえないのではないかと。また、現状で、大半の会社が「賃貸借取引に準じた会計処理」を採用しているとしても、税務処理等の誘因があり、必ずしも当事者の意図が賃貸借取引と認識しているとはいえないのではないかと。

「リース事業協会検討状況の報告」では、欧米のリースと日本のリースは異なる点を強調しているが、日本のリースが上記 D)のような特徴を有するとしても、フル・ペイアウトに近いリースでは、いずれにせよほとんどのリスクと経済価値が借手に移転することに変わりはない。貸手にリスクが残る部分があるとしても、売買取引に準じた原則処理を全面的に排除する経済実態が、日本のリース取引にあるかどうかは疑問ではないかと。

現状の会計処理では、「リース事業協会検討状況の報告」でも認識されているとおり、「ASBJ 中間報告」における問題意識（リース契約を売買・金融とみた場合はもとより賃貸借とみた場合でも、一定のリース契約については、借手において資産及び負債を認識する必要があること、現状の例外処理の適用が大半を占めるという特異な状況を是正する必要があること）は解決されないため、何らかの対応を図る必要がある。

現状で「売買取引に準じた処理」を採用した場合、税務との関係の問題がある点については、「ASBJ 中間報告」の問題意識でもあり、その認識は変わっていない。

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

「リース事業協会検討状況の報告」は上記の考えを基本的な認識とするが、検討の過程で取り上げた３つの考え方を「別記」として記載している。これらについて、以下分析を行う。

(2)別記考え方A（「リース債務」計上、損益計算書上「賃貸借処理」）

「リース事業協会検討状況の報告」 要旨

- A) 中途解約が禁止されているリース取引において、借手の一定の支払債務については、負債として認識することができるのではないかとする視点。
- B) 借手は、(現状の賃貸借処理に加え)期末にリース取引に係る未経過リース料残高を資産・負債として認識する。
- C) 貸手は現状どおり賃貸借処理を行う。

(分析)

ファイナンス・リースは確定的な支払いを伴うため負債を認識する必要があるという観点からは、一定の評価が可能な案であると考えられる。

しかしながら、以下の懸念があると考えられる。

- イ) リースが複合的な性格を有し、実態を資金調達を伴う取得であるとする企業がある中で、すべてのリースの経済的実質を賃貸借とみて別記考え方 A で処理することについては、実態にはそぐわない可能性があるのではないかと懸念される。
- ロ) 貸手については、現状の処理を継続することになるが、ファイナンスの側面が反映されない処理となる。

((注)同等性の評価では、現行の注記があることから「重要性なし」の項目となっているが、考え方 A を全面的に採用し現状の注記を廃止した場合、新たな問題が提起される可能性がある。)

(3)別記考え方B（リースを「使用权」の売買とみる会計処理）

「リース事業協会検討状況の報告」 要旨

- A) ファイナンス・リース取引は、貸手が、借手に一定の契約期間中、リース資産を使用する権利を譲渡するものとする。
- B) 借手は、使用する権利(使用权)を認識し、「リース資産に係る使用权」等として固定資産に計上する。

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

- C) 貸手は、リース期間中における資産を使用する権利を借手に譲渡したものととして処理する。使用权の譲渡価額は、原則としてリース料総額の現在価値によることとするが、簡便法として現在価値に割り引く前の金額によることも認める。
- D) IASB における使用权の議論とは異なり、ファイナンス・リース取引についてのみ、上記の処理を行う。

(分析)

リースを使用权の売買と考える点については、リース契約の本質に着目した議論であり、一定の評価が可能な案であると思われる。

しかしながら、以下の懸念があると考えられる。

- イ) オペレーティング・リースを対象とせず、ファイナンス・リースのみを対象とする点については、暫定的な取扱いとの位置づけにならざるを得ない。
- ロ) 土地における賃借権の設定と同様の考え方であるが、動産においては新しい考え方であり、関係者の理解を得るには一定の時間を要すると考えられる。

(4)別記考え方C（個別財務諸表と連結財務諸表とで異なる会計処理）

「リース事業協会検討状況の報告」 要旨

- A) 現行「リース会計基準の適用」において個別財務諸表と連結財務諸表とで異なる会計処理を認める。
- B) 個別財務諸表については、現行どおりの取扱い（売買処理と賃貸借処理の選択適用）を認め、個別財務諸表において賃貸借処理を採用した場合においても、連結財務諸表について異なる会計処理の採用を認める。

(分析)

別記考え方Cの方法については、現行においてもJICPA実務指針及びQ&Aで容認されており、新しい提案ではないと考えられる。

仮に個別財務諸表で「賃貸借取引に準じた会計処理」を行った上で、連結財務諸表のみ「売買取引に準じた会計処理」を強制することを考える場合、以下の点から採用は難しいと考えられる。

- イ) 個別財務諸表と連結財務諸表で異なる会計処理を採用する理屈が見出せないのではないかと。特例を認めた場合、税務と会計に乖離があるすべての会計処理に波及しかねない。

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

- ロ) 連結計算書類が商法で導入される中で、連結財務諸表と個別財務諸表で異なる会計慣行が存在することとなり、許容し難いのではないか。
- ハ) 上場会社の 1 割程度は、連結財務諸表を作成していないため、連結財務諸表と個別財務諸表を分離したとしても、それらの会社の適用をどうするかという問題が残る。

3. 今後の方向性案

(1) 今後の方向性の考え方

所有権移転外ファイナンス・リースについては、「ASBJ 中間報告」でも記載しているように、何らかの資産及び負債計上が必要であることが基本認識である。したがって、現状の会計基準が最も好ましいとする「リース事業協会検討状況の報告」の本文の主張それ自体は、受け入れるのが困難ではないかと考えられる。

資産及び負債の計上方法については、一からリース会計を構築するのであれば、「売買取引に準じた会計処理」のほかにもさまざまな方法が考えられ、リース事業協会の別記考え方 A、B も、それらの中に含まれる可能性があると思われる。

ただし、別記考え方 A、B についても、上記の分析に記載したような懸念事項が認識されているところであり、すべてを満足する案ではないと考えられる。

これらの状況を総合的に考慮すると、いったん合意された現行基準の原則法の考え方がある以上、まずは現行基準の考え方³を尊重した解決案を考えるべきではないか。よって、「売買取引に準じた会計処理」に一本化することを念頭において審議を進めることでどうか。

ただし、所有権移転外ファイナンス・リースが、単純な売買と異なり複合的な性格を併せ持つことを斟酌すると、「売買取引に準じた会計処理」の適用を考える上では、別記考え方 A、B の趣旨を生かし、借手における費用配分及び貸手における収益配分のあり方について、検討すべきと考えられる（例えば、利息要素を重視したトップヘビーな配分とキャッシュ・フローを基礎とした定額の配分の使い分け）。

また、日本のリースは、中小企業の利用が多く、事務機器等の比較的少額なものが多いことを踏まえると、「売買取引に準じた会計処理」を適用するうえで、これらの会社、取引に対する適用の有無又は方法について、実務上の観点を踏まえ検討することが必要であると考えられる。

³「我が国の現行の企業会計実務においては、リース取引は、その取引契約に係る法的形式に従って、賃貸借取引として処理されている。しかしながら、リース取引の中には、その経済的実態が、当該物件を売買した場合と同様の状態にあると認められるものが増加してきている。かかるリース取引について、これを賃貸借取引として処理することは、その取引実態を財務諸表に的確に反映するものとはいいがたく、このため、リース取引に関する会計処理及び開示方法を総合的に見直し、公正妥当な会計基準を設定することが、広く各方面から求められてきている。」（「リース取引に係る会計基準に関する意見書」平成 5 年 6 月 17 日 企業会計審議会第一部会）

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

なお、「売買取引に準じた会計処理」を採用した場合の最も大きな問題は、税務との関連であることについては「ASBJ 中間報告」記載されているとおりである。これらの問題の解決をも期待してリース事業協会に概ね 1 年間の審議依頼を行ったところであるが、この点についての問題解決は進んでいない。税務については、変更を求めるにせよ、現状維持を求めるにせよ、本委員会で調整可能なものではなく、現行基準の原則法である「売買取引に準じた会計処理」を採用する上では、税務の問題について関係者の調整をなお要すると判断される。

よって、現行基準の原則法に一本化する方向性とした上で、一定の期間（例えば【X】年）はその適用を行わないこととすることとしてはどうか。

さらに、 において適用しないとする期間について、どのような会計処理を行うかについても、検討が必要と考えられる。

(2) 具体的な進め方のイメージ

- 企業会計基準委員会で方向性の確定を行う。



- 平成 17 年度中を目途に、3.(1) の「売買取引に準じた会計処理」の適用上の問題について、専門委員会において審議を行い具体的な会計処理をとりまとめる。その後、企業会計基準委員会で審議を行い公表する。



- 税務の調整のために、一定の期間適用を行わない（この期間の取扱いについては、3.(1) 参照）。



- 適用を開始する。

以 上